証券コード：7459

株式会社 メディパルホールディングス

臨時株主総会
招集ご通知

議決権行使期限

2026年12月14日（月曜日）
午後5時30分まで

日　時

2026年12月15日（火曜日）
午前10時

場　所

東京都江東区有明三丁目７番11号
東京ベイ有明ワシントンホテル
３階アイリスの間

決議事項

【会社提案及び株主提案】
第１号議案　定款一部変更の件
【株主提案】
第２号議案　取締役渡辺秀一の解任の件
第３号議案　剰余金の配当（特別配当）の件
第４号議案　自己株式取得の件

■ 経営理念

流通価値の創造を通じて
人々の健康と社会の発展に貢献します。

■ 経営方針

1. 社会から信頼される活力ある企業文化の創造
2. 株主価値を高める経営とコンプライアンスの徹底
3. 誠実で自由闊達な社風の醸成と創造性に富む人材の育成

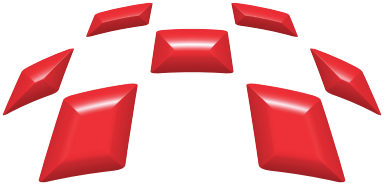
■ 事業フィールド

医療と健康、美

■ グループスローガン

元気と、かがやき

■ シンボルマークの紹介



手をつなぐ人々と、調和をイメージしたデザインで、「協調・共生」と「生きるための力強さ」を表現するとともに、お得意様やお取引先と手を携えて成長する企業、多様な方向へ発展していく企業、人間尊重の姿勢をもった企業であることを表現しています。

株 主 各 位

(証券コード：7459)
2026年11月25日

東京都中央区京橋三丁目１番１号
株式会社 メディパルホールディングス
代表取締役社長　今 川 国 明

臨時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。
　さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

　本臨時株主総会は、株主様（以下「提案株主様」）からの請求を受けて開催するものであります。上程されている議案のうち、第１号議案は当社取締役会からの提案（以下「会社提案」）及び提案株主様からのご提案（以下「株主提案」）であり、第２号議案から第４号議案は株主提案であります。議案の内容は後記の株主総会参考書類に記載のとおりですが、**当社取締役会は、株主提案である第２号議案から第４号議案については、「反対」しております。**当社取締役会の反対意見については、後記の株主総会参考書類をご参照ください。

　本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスいただき、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト　　https://www.medipal.co.jp/
（上記ウェブサイトにアクセスいただき、トップページより「株主・投資家情報」「株主・株式情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

　また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
（https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show）
（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「メディパルホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「7459」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席に代えて、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、「議決権行使方法のご案内」（5ページから6ページ）の記載に従って、2026年12月14日（月曜日）午後5時30分までに、議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1. 日　　時　**2026年12月15日（火曜日）午前10時**

2. 場　　所　東京都江東区有明三丁目7番11号
東京ベイ有明ワシントンホテル　３階アイリスの間

3. 目的事項

決議事項

【会社提案及び株主提案】
第１号議案　定款一部変更の件

【株主提案】
第２号議案　取締役渡辺秀一の解任の件
第３号議案　剰余金の配当（特別配当）の件
第４号議案　自己株式取得の件

※　当社取締役会は、株主提案である第２号議案から第４号議案については、「反対」しております。

4. 議決権行使に関する事項

⑴ 議決権行使書面において、議案に対する賛否の意思表示がない場合、第１号議案については「賛成」、第２号議案から第４号議案については「反対」の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
⑵ インターネットによる方法により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
⑶ 議決権行使書面とインターネットによる方法を重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。

5. 株主総会参考書類及び招集ご通知に関する事項

⑴ 本臨時株主総会については、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した本書面を送付しております。
⑵ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

以 上

◎お願い

当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

議決権行使方法のご案内

株主総会における議決権の行使には、以下の３つの方法があります。

株主総会への出席

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時　2026年 12 月 15 日（火曜日）　午前10時

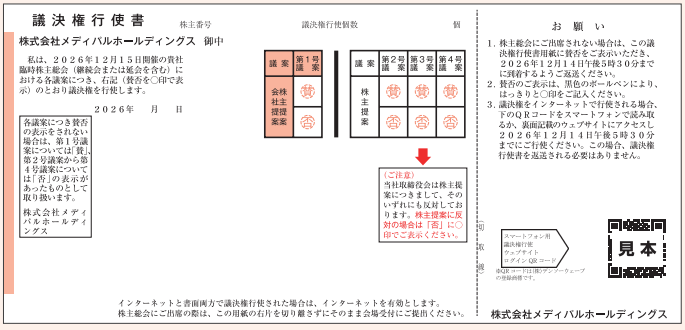
場　所　東京都江東区有明三丁目7番11号
東京ベイ有明ワシントンホテル　３階アイリスの間

議決権行使書の郵送

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限　2026年 12 月 14日（月曜日）　午後 5時30分到着分まで

議決権行使書のご記入方法のご案内


議 決 権 行 使 書　株主番号　議決権行使個数　個

株式会社メディバルホールディングス　御中

私は、２０２６年１２月１５日開催の貴社臨時株主総会（継続会または延会を含む）における各議案につき、右記（賛否を○印で表示）のとおり議決権を行使します。

２０２６年　月　日

各議案につき賛否の表示をされない場合は、第１号議案については「賛」、第２号議案から第４号議案については「否」の表示があったものとして取り扱います。

株式会社メディバルホールディングス

議案 | 第1号議案 | 第2号議案 | 第3号議案 | 第4号議案
会社提案 | 賛 | 賛 | 賛 | 賛
株主提案 | 否 | 否 | 否 | 否

（ご注意）
当社取締役会は株主提案につきまして、そのいずれにも反対しております。株主提案に反対の場合は「否」に○印でご表示ください。

お　願　い

1. 株主総会にご出席されない場合は、この議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、２０２６年１２月１４日午後５時３０分までに到着するようご返送ください。
2. 賛否のご表示は、黒色のボールペンにより、はっきりとご印をご記入ください。
3. 議決権をインターネットで行使される場合、下のＱＲコードをスマートフォンで読み取るか、裏面記載のウェブサイトにアクセスし２０２６年１２月１４日午後５時３０分までにご行使ください。この場合、議決権行使書を返送される必要はありません。

スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログイン QR コード
※初回ログイン時にパスワードの登録が必要です。

見本

切取線

インターネットと書面両方で議決権行使された場合は、インターネットを有効とします。
株主総会にご出席の際は、この用紙の右片を切り離さずにそのまま会場受付にご提出ください。

株式会社メディバルホールディングス

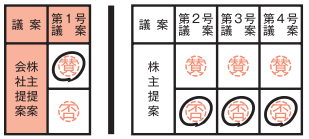
インターネットによる議決権行使に必要となる、議決権行使コードとパスワードは裏面に記載されています。

【議決権の行使のお取り扱いについて】
各議案につき賛否の表示をされない場合は、第１号議案については「賛」、第２号議案から第４号議案については「否」の表示があったものとして取り扱います。

各議案の賛否をご表示ください。

当社取締役会は、株主提案（第２号議案から第４号議案）のいずれにも反対しております。

会社提案に賛成し、当社取締役会意見にご賛同いただける場合は、右図のように賛否をご表示ください。



インターネット等による議決権行使のご案内

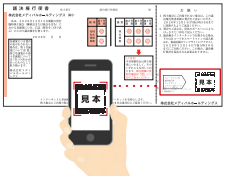
行使期限　**2026年12月14日（月曜日）午後5時30分入力分まで**

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

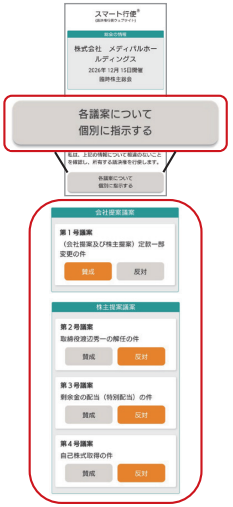
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は１回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

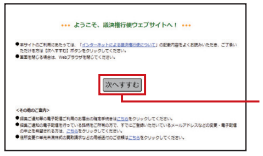
当社取締役会は、株主提案（第２号議案から第４号議案）のいずれにも反対しております。

当社会社提案・当社取締役会意見にご賛同いただける場合は、右図のように賛否をご入力ください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

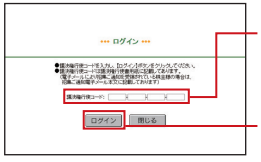
議決権行使ウェブサイト　**https://www.web54.net**

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

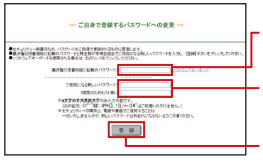
2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

※1 パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。
※2 書面およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合せ

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：**0120－652－031**（フリーダイヤル）
（受付時間　午前9時～午後9時）

機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

【会社提案及び株主提案】

第１号議案　定款一部変更の件

本議案については、会社提案と株主提案は同一内容であります。提案株主様による提案の理由（提案株主様）は、形式的な修正を除き、株主提案書面を原文のまま掲載しております。

なお、第１号議案が会社提案及び株主提案となっており、株主提案書面上の議案の号数と招集通知上の議案の号数に相違がある関係上、株主提案書面に記載された議案の号数を招集通知上の号数に揃えた上で記載しております。

【議案の要領】

当社定款第39条を、以下のとおり変更する。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
（剰余金の配当等の決定機関） 第39条　当会社の剰余金の処分の額および剰余金の配当その他会社法第459条第1項各号に定める事項の決定は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議による。 2.　前項に定める事項は、法令の定めのある場合を除き、株主総会の決議によっては定めない。	（剰余金の配当等の決定機関） 第39条　当会社の剰余金の処分の額および剰余金の配当その他会社法第459条第1項各号に定める事項の決定は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によることができる。 （削除）

【提案理由（会社）】

これまで、当社は、機動的な資本政策及び配当等を図るため、剰余金の配当等については株主総会ではなく取締役会の決議によることとしておりました。しかしながら、株主還元の拡充や成長投資への充当等について、株主の皆様との建設的な対話の重要性が増してきていることを鑑み、株主の皆様が株主総会において意思を表明する機会を確保するべく、剰余金の配当等について、取締役会で決定することに加え、株主総会で決定できるよう、定款の変更を行うものであります。

【提案理由（提案株主様）】

本議案は、剰余金の配当等に関する取締役会の機動的な決定権限は維持しつつ、株主総会においても剰余金の配当等を決議することができる形に定款を改めるものです。剰余金の配当等について株主総会で意思を表明する機会は株主の基本的な権利であり、議決権行使助言会社も、剰余金の配当等に係る株主総会の権限を排除する定款規定には原則として反対を推奨しています。現行定款第39条第2項は、第117回定時株主総会において提案者の株主提案を上程すらせずに拒否する根拠として利用された規定であり、株主意思を確認する経路を回復するため、本議案による定款変更が必要です。

【株主提案】

第２号議案　取締役渡辺秀一の解任の件

本議案は、提案株主様からの提案によるものであります。以下の議案の要領及び提案の理由は、形式的な修正を除き、株主提案書面を原文のまま掲載しております。

なお、第１号議案が会社提案及び株主提案となっており、株主提案書面上の議案の号数と招集通知上の議案の号数に相違がある関係上、株主提案書面に記載された議案の号数を招集通知上の号数に揃えた上で記載しております。

当社の取締役会としては、本議案に「反対」いたします。

当社の取締役会の反対意見については、11頁から12頁をご参照ください。

【議案の要領】

取締役渡辺秀一を当社の取締役から解任する。

【提案の理由】

直近の有価証券報告書によれば、当社は、2026年3月31日時点で、余剰資本として5,000億円を超えるネットキャッシュ及び投資有価証券を留保しており、これは株主資本の80%超に相当します。当社の過去10年間の株主資本利益率（以下「ROE」といいます。）は7%程度を下回る低い水準で推移しており、直近の業績予想を前提としても、当社のROEが大きく改善する見込みはありません。また、当社の配当性向は、歴史的に40%を下回ってきました。

当社が実施した株式会社PALTAC株式に対する公開買付けは2026年7月7日をもって終了し、当社は、2026年8月13日、スクイーズアウト手続を通じて同社の完全子会社化を完了しました。当社自身が公表するとおり、完全子会社化により当社の利益水準は向上する見込みであり（2026年7月14日付「通期連結業績予想の修正に関するお知らせ」：親会社株主に帰属する当期純利益430億円・1株当たり当期純利益210円06銭）、当社は、同日付で2027年3月期の年間配当予想を1株当たり88円に増額修正しました。

さらに、当社は、2026年10月23日付「通期連結業績予想の修正に関するお知らせ」において、投資有価証券売却益の計上等を理由に、親会社株主に帰属する当期純利益の予想を530億円（1株当たり当

期純利益258円92銭）に引き上げ、同日、取得価額の総額100億円及び株式総数400万株を上限とする自己株式の取得も公表しましたが、上記の余剰資本の水準に照らし、当社の株主還元は到底十分とはいえない水準にとどまっています。

そもそも、上場会社の取締役会の責務は、株主から拠出された資本を、資本コストを上回るリターンが合理的に見込まれる投資機会に配分し、もって企業価値を最大化することにあります。かかる投資機会が見当たらないのであれば、資本は、配当又は自己株式取得を通じて株主に還元されるべきです。資本コストを大きく下回るリターンしか生まないネットキャッシュや投資有価証券として資金を漫然と積み上げることは、それ自体が資本効率を悪化させ、企業価値を毀損するものであり、株主から経営の付託を受けた取締役会の責務に反するものといわざるを得ません。このことは、東京証券取引所が全上場会社に対して「資本コストや株価を意識した経営」の実現を要請していることにも表れているとおり、今日の資本市場における共通の理解です。

提案者は、2026年4月24日付株主提案書により、第117回定時株主総会において株主還元に関する3議案を株主総会の目的である事項とすることを請求しましたが、当社は、任意にこれらを上程することが可能であったにもかかわらず、これを拒否しました。同総会においては、渡辺秀一社長の再任に対する賛成割合は61.49%（2026年6月25日付臨時報告書）にとどまり、他の取締役（73%～92%）と比較して突出して低く、株主の信任の低下は明らかです。株主利益や株主からの要望を軽視する当社の経営姿勢は明らかであり、早期に是正される必要があります。

渡辺秀一氏は、長年にわたり当社の経営の最高責任者の地位にあり、上記の資本配分の失敗（低いROE、低い株主還元性向及び余剰資本の滞留）について最終的な責任を負う立場にあります。当社の資本配分を巡る問題は、一過性のものではなく、恒常的かつ構造的なものです。また、同氏は、取締役会の議長として、提案者による真摯な株主提案を上程せずに拒否した上記の当社の対応を主導しました。上記のとおり同氏の再任に対する賛成割合が他の取締役に比して突出して低いことも、同氏が株主の信任を既に大きく失っていることを示しています。

以上より、提案者は、渡辺秀一氏を取締役から解任することを提案します。なお、提案者は、後任の取締役の選任を提案するものではなく、後任者の選定は当社取締役会の判断に委ねます。

【当社取締役会の意見】
当社の取締役会としては、本議案に「反対」いたします。

＜反対の理由＞
提案株主様は、渡辺秀一氏が、長年にわたり当社の経営の最高責任者の地位にあり、資本配分の失敗（低いROE、低い株主還元性向及び余剰資本の滞留）について最終的な責任を負う立場にある旨を主張しています。
渡辺秀一氏が当社の経営の最高責任者の地位にあったことは事実ですが、同氏は、2012年４月に当社の代表取締役社長に就任して以来、「Change the 卸」を掲げ、当社グループの経営を牽引し、既存事業の革新と新規事業の創造をさらに推し進め、業績、配当、株価のいずれにおいても、着実に成果を上げてきました。
同氏が代表取締役社長を務めた2013年3月期から2026年3月期までの間における当社グループの売上高、経常利益、当期純利益及びEPS（1株当たり当期純利益）の成長推移を見ると、当社グループが、渡辺秀一氏のリーダーシップのもと安定的かつ着実に成長してきたことは明らかであり、特に経常利益は2.4倍、EPSは4.2倍にまで増加し、売上成長の1.4倍を大幅に上回る利益率の改善を達成しております。また、この間、1株当たり配当額は3.7倍に増加し、同氏の代表取締役社長就任直前の2012年3月末から退任時の2026年9月末までの株価上昇と配当の合計である株主総利回り（TSR）は、328％（年率8.5％）と業界トップの実績となっており、これは当社が渡辺秀一氏のもとで着実な成長投資の実施と増配を実行してきた結果であると考えております。

なお、当社グループは、「流通価値の創造を通じて人々の健康と社会の発展に貢献します。」という経営理念のもと、「医療と健康、美」のフィールドにおいて、事業成長と企業価値の向上を追求するとともに、「医療と健康、美」の流通を支える社会インフラを担う卸として、災害時にも「止めない物流」を実践し、平時・有事を問わず、日々の暮らしを支え続けるという大きな使命を果たしております。そのためにも、継続的な投資が不可欠であり、更なる可能性を拡大していくために、新規事業と成長投資に積極的に取り組んでおり、渡辺秀一氏は、代表取締役社長としてかかる取り組みをリードしてまいりました。

また、当社の取締役候補者の選定については、メディパルグループの持続的な発展と中長期的な企業価値の向上の観点から指名・報酬委員会における審議、答申を経て、取締役会で決定することとされています。当社においては、まさに本年10月、指名・報酬委員会での審議、答申を経て、渡辺秀一氏が社長を退き、今川国明氏が社長に就任する旨の大きな経営体制の変更を実施いたしました。これは、従前より、当社のサクセッションプラン（後継者育成計画）に基づき次期社長の選定と育成を慎重に進めた

上で、次期経営ビジョンの策定にあたり、次代の成長を牽引する新体制への移行に向けた準備が整ったとの判断のもとで実施したものであります。
当社は、新たな経営体制のもと当社及び当社グループの更なる企業価値向上と持続的成長を目指してまいりますが、新経営体制へ円滑に移行し、当社グループの企業価値最大化と持続的成長に着実につなげるため、渡辺秀一氏が、これまでの経験と知見を活かし、大所高所から新社長を全面的にサポートしていくことが不可欠であると考えております。

さらに、提案株主様は、渡辺秀一氏が株主の信任を既に大きく失っている旨を主張しています。しかしながら、当社の取締役の任期は1年であるところ、渡辺秀一氏については、指名・報酬委員会における厳正な審議、答申を経て、毎年の定時株主総会において再任が承認されております。

加えて、提案株主様は、渡辺秀一氏が取締役会の議長として、提案株主様による真摯な株主提案の上程を拒否するという当社の対応を主導した旨を主張しています。しかしながら、当社の現行定款第39条第2項により、剰余金の配当等は取締役会決議事項とされていることから、提案株主様の株主提案に係る事項は、会社法及び当社定款に照らし、株主提案の対象となる事項に該当しないものでした。当社としては、提案株主様の株主提案の上程を拒否したのではなく、日本の会社法及び定款に則った対応を行ったにすぎません。

以上の理由から、**当社の取締役会としては、本議案に反対いたします。**

なお、かかる取締役会意見は、取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会における議論を踏まえたものであります。

【株主提案】

第３号議案　剰余金の配当（特別配当）の件

本議案は、提案株主様からの提案によるものであります。以下の議案の要領及び提案の理由は、形式的な修正を除き、株主提案書面を原文のまま掲載しております。

なお、第１号議案が会社提案及び株主提案となっており、株主提案書面上の議案の号数と招集通知上の議案の号数に相違がある関係上、株主提案書面に記載された議案の号数を招集通知上の号数に揃えた上で記載しております。

また、株主提案書面において、本議案の位置づけとして「本議案に基づく特別配当は、当社が公表している取締役会の決議による中間配当に加えて、追加的に行われる配当です。本議案は、第１号議案の可決を条件とするものではありません。第１号議案が原案どおり可決された場合には、本議案は、会社法第454条第1項に基づく剰余金の配当に係る決議として法的拘束力を有します。第１号議案が可決されない場合であっても、提案者は、株主の意思を確認するため、法的拘束力のない勧告的決議として本議案を本臨時株主総会に上程し、その賛否の結果を公表することを求めます。」との記載がございますが、当社は、会社法及び当社定款に基づき、第1号議案が可決されることを条件とする議案として本議案を上程しております。

当社の取締役会としては、本議案に「反対」いたします。

当社の取締役会の反対意見については、15頁から16頁をご参照ください。

【議案の要領】

特別配当として下記のとおり配当すること

ア　配当財産の種類
金銭

イ　配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金122円とし、2026年9月30日（当社定款第40条第2項に定める中間配当の基準日）の最終の株主名簿に記載又は記録された株主（当社を除きます。）に対して割

り当てる。ただし、本臨時株主総会が2026年9月30日から3か月を経過した後に開催される場合には、当社は、本臨時株主総会の日の後速やかに基準日を定め、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主（当社を除きます。）に対して割り当てる。本議案に従って支払われる特別配当の総額は、122円に、該当する基準日の時点において配当を受領する権利を有する株式の数を乗じた金額となる。

ウ　剰余金の配当が効力を生ずる日
本臨時株主総会の開催日。ただし、上記イただし書の場合には、同ただし書により定める基準日の翌日

エ　配当金支払開始日
上記ウの日から3週間以内の日

【提案の理由】

当社は、当社が恒常的に最低10%のROEを達成できるようになるまで、純利益の100%を株主に分配すべきです。そうでなければ、既に深刻な水準に達している余剰資本の滞留の問題は、更に悪化の一途を辿ることになります。1株当たり122円の特別配当は、年間普通配当予想88円と合わせ、2026年7月14日付で修正された2027年3月期の予想1株当たり当期純利益210円06銭の100%を株主に分配するものです。2026年10月23日付の業績予想の修正による親会社株主に帰属する当期純利益の増加分100億円は、投資有価証券売却益（特別利益）の計上等によるものであり、当社が同日公表した取得価額の総額100億円を上限とする自己株式の取得を通じて株主に分配されることから、本議案の特別配当と併せ、実質的に当期純利益の100%が株主に分配されることとなります。

株式会社PALTACの完全子会社化に伴う当面の資金需要は公開買付けの終了により一巡しており、当社自身が認めるとおり、完全子会社化により当社の利益水準は向上する見込みです。それにもかかわらず、2026年10月23日付で業績予想を上方修正した後においても、当社は年間配当予想を据え置いており、予想配当性向は約34%にとどまります。

特別配当の実施は、当社又は当社の事業の将来的展望に負の影響を及ぼすものではありません。また、特別配当は、当社の日々の事業運営に影響を及ぼすものでもなく、当社が新たに負債を抱える必要もありません。

【当社取締役会の意見】
当社の取締役会としては、本議案に「反対」いたします。

＜反対の理由＞
提案株主様は、本議案において、当社が恒常的に最低10%のROEを達成できるようになるまで純利益の100%を分配すべきであると主張しているほか、本年9月30日を基準日として、1株当たり122円（当社の年間普通配当予想額である88円と合わせて、2027年3月期の予想1株当たり当期純利益である210円06銭のほぼ全額）の特別配当を求めています。
しかしながら、短期的な視点から、利益の全てを還元のみに充てることは、当社の成長戦略に基づく成長投資の機会を奪うことになり、結果として、中長期的な企業価値の向上及び利益成長による将来の増配余地を損なうおそれがあります。
また、純利益の100%という水準の配当を行う場合、単年度の利益の一時的な変動によって、減配が生じるリスクが高まり、株価の不安定化を招く要因となり得るため、かかる観点からも株主共同の利益を損なうおそれがあると考えております。
この点については、本株主提案の受領後、当社が機関投資家の皆様と面談を行う中で、純利益の100%の分配は望ましくないというご意見もいただいております。

当社は、中長期的な企業価値の向上を最重要の経営課題と位置づけており、中長期的な成長投資と、株主の皆様への安定的かつ継続的な株主還元を両立させることが、当社の企業価値最大化及び株主共同の利益に最も資するものと考えております。

当社の中期経営計画である「2027メディパル中期ビジョン『Change the 卸 Forever －たゆまぬ変革を－』」（以下、「本中期ビジョン」といいます。）におきましては、株主総還元性向40％を目安とした安定配当を掲げ、株主還元の充実に努めてまいりました。当該方針に従い、本年７月には株式会社ＰＡＬＴＡＣ（以下、「ＰＡＬＴＡＣ」といいます。）の完全子会社化による当期純利益の増益分（40億円）のほぼ全額を増配に充当する旨の発表を行ったほか、本年10月23日に公表しました「自己株式取得および自己株式消却に係る事項の決定に関するお知らせ」のとおり、通期連結業績予想の上方修正に伴う当期純利益の増額分（100億円）に相当する規模の自己株式取得を行う旨を同日開催の取締役会で決議しております。これら取り組みを通じて、本中期ビジョン期間を通じた総還元性向は目標の40%を上回り、1株当たり配当額も2022年3月期の実績額と2027年3月期の予想額の比較において倍増する見込みです。

さらに、現在、本中期ビジョンに続く新たな経営ビジョン（以下、「次期経営ビジョン」といいま

す。）の策定を進めており、ＰＡＬＴＡＣの完全子会社化によるシナジー効果等を織り込んだ当社グループの新たな成長戦略について、2027年5月の通期決算発表時に併せて公表する予定です。また、現在、総還元性向40%以上としている株主還元方針については、ＰＡＬＴＡＣの完全子会社化による財務構造転換と堅調なキャッシュ・フロー創出力を踏まえて株主還元の目標水準の引き上げに向けた具体的な検討を開始いたしました。

加えて、当社は、本年11月5日付で公表しました「中長期的な企業価値向上に向けた取り組みについて」のとおり、2025年5月に公表を行った「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応について」更新する内容を、本年11月5日開催の取締役会で決議しております。その中で、資本コストの認識を従前の「4%後半から5%半ば」を「6%から7%」へ見直すとともに、当該資本コストを安定的に上回るリターン（エクイティ・スプレッド）の継続的な創出に向けた方針を決議しております。

なお、本年10月23日に公表いたしました「通期連結業績予想の修正に関するお知らせ」に基づくと、当社の2027年3月期のROEは8%を上回ることが見込まれます。当社は、資本コストの認識の見直し後も、ROEが資本コストを安定的に上回る水準を目指してまいる所存ではございますが、こうしたエクイティ・スプレッドの創出は、株主還元により自己資本を縮小させることのみによってではなく、成長投資を通じて利益を持続的に拡大させることによって実現すべきものと考えております。

以上の理由から、**当社の取締役会としては、本議案に反対いたします。**

【株主提案】

第４号議案　自己株式取得の件

本議案は、提案株主様からの提案によるものであります。以下の議案の要領及び提案の理由は、形式的な修正を除き、株主提案書面を原文のまま掲載しております。

なお、第１号議案が会社提案及び株主提案となっており、株主提案書面上の議案の号数と招集通知上の議案の号数に相違がある関係上、株主提案書面に記載された議案の号数を招集通知上の号数に揃えた上で記載しております。

また、株主提案書面における第４号議案には、「当社は、本議案に基づき取得した自己株式を含む全ての自己株式を消却すること」との記載がございますが、自己株式の消却は取締役会の決議事項であり（会社法第178条）株主総会の目的事項ではないことから、本臨時株主総会では取り上げないことといたします。もっとも、当社取締役会としては、本議案が可決された場合には、本株主提案の趣旨に従って自己株式の消却を決議する意向であります。

加えて、株主提案書面において、本議案の位置づけとして「本議案は、第１号議案の可決を条件とするものではありません。第１号議案が原案どおり可決された場合には、本議案は、会社法第156条第1項に基づく決議として法的拘束力を有します。第１号議案が可決されない場合であっても、提案者は、株主の意思を確認するため、法的拘束力のない勧告的決議として本議案を本臨時株主総会に上程し、その賛否の結果を公表することを求めます。」との記載がございますが、当社は、会社法及び当社定款に基づき、第1号議案が可決されることを条件とする議案として本議案を上程しております。

当社の取締役会としては、本議案に「反対」いたします。

当社の取締役会の反対意見については、19頁から20頁をご参照ください。

【議案の要領】

会社法第156条第1項の規定に基づき、本臨時株主総会終結の時から1年以内に、当社普通株式を、株式総数3,380万株（自己株式を除く直近報告時の発行済株式総数の16.51%に相当）、取得価額の総額850億円（ただし、会社法上許容される取得価額の総額（会社法第461条に規定される「分配可能額」）が当該金額を下回るときは、会社法により許容される取得価額の総額を上限とします。）を限度として、金銭の交付をもって取得すること。また、当社は、本議案に基づき取得した自己株式を含む全

ての自己株式を消却すること。

【提案の理由】

第２号議案に記載のとおり、当社は株主資本の80%超に相当する余剰資本を留保しています。

過去からの利益留保による余剰資本は、最低10%のROEを恒常的に達成することを目標とした自己株式取得を通じて、株主に対し再分配されるべきです。当社の累計の自己株式取得率は、国内の競合他社（例：アルフレッサホールディングス株式会社、株式会社スズケン）と比較して、大幅に見劣りします。

自己株式取得の規模及びタイミングに関する最終的な判断について取締役会の裁量を尊重しつつも、その方向性について株主の意思を確認することには重要な意義があります。本議案の自己株式取得は、当社又は当社の事業の将来的展望に負の影響を及ぼすものではなく、当社の日々の事業運営に影響を及ぼすものでもなく、当社が新たに負債を抱える必要もありません。

【当社取締役会の意見】

当社の取締役会としては、本議案に「反対」いたします。

＜反対の理由＞

当社が、①本中期ビジョンにおいて、総還元性向40％を目安とした安定配当を掲げ、株主還元の充実に努めてきたこと、②現在、次期経営ビジョンの策定を進めており、ＰＡＬＴＡＣの完全子会社化によるシナジー効果等を織り込んだ当社グループの新たな成長戦略について、2027年5月の通期決算発表時に併せて公表する予定であり、また、総還元性向40%以上としている株主還元方針については、目標水準の引き上げに向けた具体的な検討を開始していること、③資本コストの認識を見直すとともに、資本コストを安定的に上回るリターン（エクイティ・スプレッド）の継続的な創出に向けた方針を決議しており、加えて、2027年3月期のROEは8％を上回ることが見込まれること、並びに、資本コストの認識の見直し後も、資本コストを安定的に上回る水準のROEを目指していくことは、第3号議案に対する反対の理由に記載のとおりです。

提案株主様は、本議案において、過去からの利益留保による余剰資本は、当社が最低10%のROEを恒常的に達成することを目標とした自己株式取得を通じて、株主に対し再分配されるべきとして、850億円の自己株式取得を求めています。

当社といたしましては、以下の理由から、本議案は当社の企業価値及び株主共同の利益に資するものではないと考えております。

まず、当社グループは、医療用医薬品卸売市場においてトップクラスのシェアを有しており、医療用医薬品の卸売事業を展開し、国民の医療や暮らしを支えるという当社の事業特性上、平常時はもとより、大規模災害等の有事の発生時においても医薬品の安定供給を維持するために、高い財務健全性を確保することが極めて重要であります。また、今般当社が完全子会社化を行ったＰＡＬＴＡＣは、日用品や一般用医薬品の卸売事業を展開し、日本全国のほぼ全ての主要小売業者と取引があることに加え、化粧品・日用品、一般用医薬品卸売市場にてトップシェアを有しており、ＰＡＬＴＡＣの完全子会社化により、当社の、国民の医療や人々の暮らしを支える社会インフラとしての使命はさらに高まったと認識しております。このような当社グループの社会的使命に鑑みると、平時・有事の発生時を問わず、医薬品等の安定供給を継続するための強固な財務基盤を維持することが不可欠であると考えております。

提案株主様が求める850億円の自己株式取得は、当社の株主資本の約15.4%（2026年9月末時点）を一度の株主還元に充てることとなり、当社の財務健全性を著しく損なうとともに、サプライチェー

ン全体に影響を及ぼしかねないことから、当社の企業価値を毀損するおそれがあると判断しております。特に、ＰＡＬＴＡＣの完全子会社化による当社の財務状況の変化に鑑みると、かかる大規模な自己株式取得による当社財務健全性への影響は一層大きなものになると考えております。また、医薬品等のサプライチェーンが寸断されるような事態は、社会インフラを担う当社として決して生じさせてはならず、当社として、このような事態に陥るおそれがある選択は取り得ません。

また、850億円という規模の自己株式取得は、当社の発行済株式総数（自己株式を除く）の約12.1%※に相当し、流通株式数の大幅な減少を通じて当社株式の市場における流動性を低下させるおそれがあります。株式の流動性の低下は、投資家の皆様の円滑な売買機会や公正な株価形成を損ない、ひいては株主共同の利益の毀損にもつながりかねません。

※　直近の株価（2026年10月30日終値：3,441円）から計算される想定取得株式総数は24百万株を超え、これは当社の自己株式を除く発行済株式数（204,698,231株、2026年9月末時点）の約12.1%に相当します

なお、第１号議案（定款一部変更の件）が可決された場合には、第３号議案及び本議案はいずれも法的拘束力を有する決議となるところ、両議案がいずれも可決された場合、特別配当（総額約249億円）と自己株式取得（850億円）を合わせて約1,099億円の資金が短期間のうちに社外へ流出することとなり、当社の財務基盤に与える影響は一層大きなものとなります。

当社は、今後も事業環境や財務状況を踏まえて、成長投資と株主還元の最適なバランスを追求するとともに、株主の皆様との建設的な対話を継続してまいります。

以上の理由から、**当社の取締役会としては、本議案に反対いたします。**

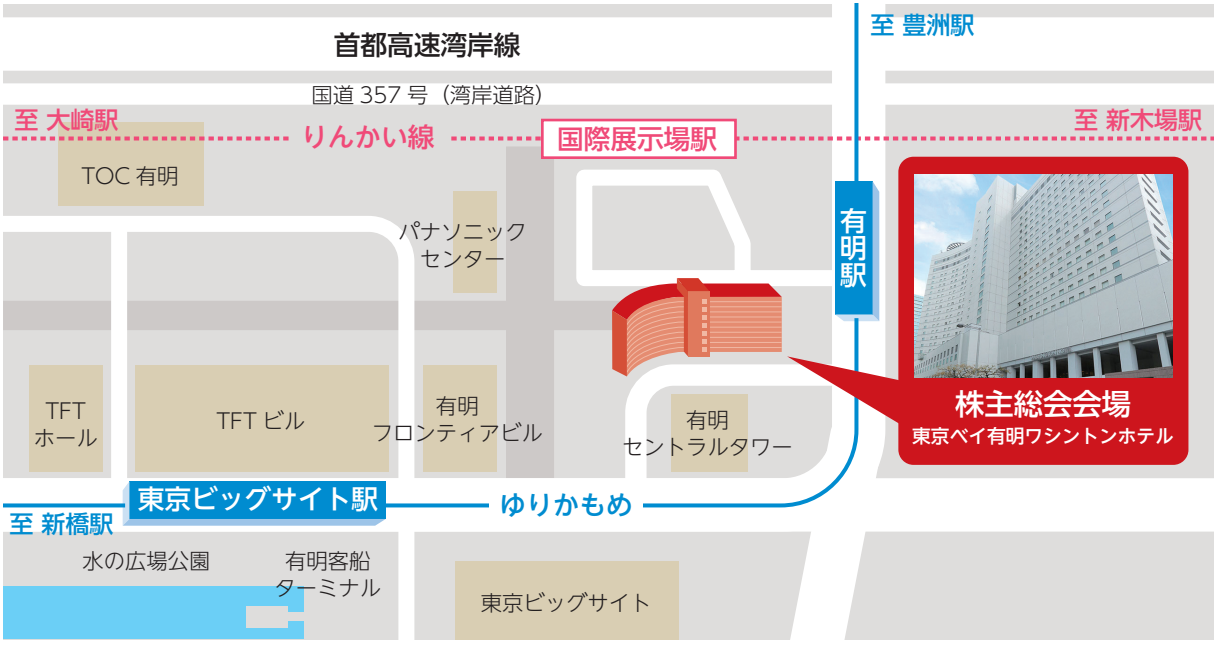
以　上

メ　モ

メ　　モ

臨時株主総会会場ご案内図

会 場	**東京ベイ有明ワシントンホテル 3階アイリスの間** 東京都江東区有明三丁目7番11号　TEL.03-5564-0111

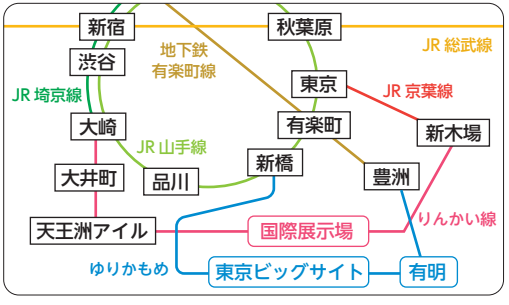


〈交通機関〉

- 「りんかい線」新木場駅から
  - 新木場駅
- 「りんかい線」大崎駅から
  - 大崎駅

→ 国際展示場駅 → 徒歩3分 → 東京ベイ有明ワシントンホテル

- 「ゆりかもめ」新橋駅から
  - 新橋駅 → 東京ビッグサイト駅 → 徒歩3分 → 東京ベイ有明ワシントンホテル
- 「ゆりかもめ」豊洲駅から
  - 豊洲駅 → 有明駅 → 徒歩3分 → 東京ベイ有明ワシントンホテル



FSC ミックス 紙 | 責任ある森林管理を支えています FSC® C013080
UD FONT